

令和7年度第3回 電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年10月16日（木）午後2時55分～午後4時52分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）（徳島市徳島町城内6-6）

2 出席委員

（公益委員）稻倉委員 竹原委員

（労側委員）木戸委員 横井委員

（使側委員）久米委員 鴻池委員 五島委員

3 主要議題

（1）金額改正審議

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

それでは、定刻より若干早いですが、本日の出席予定の皆様が全員揃いましたので、開催したいと思います。進行につきましては、稻倉部会長にお任せしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○稻倉部会長

ありがとうございます。皆様、こんにちは。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまより本年度第3回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、専門部会全員の3分の2である6名以上または各側委員の3分の1である各1名以上の出席で成立することとなっております。本日は7名の委員がご出席いただいておりますので、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

それでは、最初に本日の資料、または伝達事項がありましたら、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

お手元の資料についてご確認いただけたらと思います。

本日の資料について、資料1と2を付けさせていただいています。

資料1ですが、前回の専門部会におきまして、使側委員よりご質問がございました電気機械の特定最低賃金の全国順位について掲載しております。

資料1が、電気機械の特定最低賃金のみを表しております。

薄黒くマーキングしている部分は、地域別最低賃金のほうが上回って埋没しているも

の、若しくは電気機械に係る特定最低賃金の設定がされていないものを表しています。

そして、資料2ですが、県最低賃金に埋没した特定最低賃金は県最低賃金が適用されるということとなりますので、今、地賃、特賃にかかわらず、現状において各県の電気機械器具製造業関係に適用される最低賃金額のランキングをさせていただいております。

資料1の特定最低賃金のみで見ていただきますと、徳島県は全国の中で15位ということとなっております。しかし、地賃、特賃を併用して総合的に見た場合、徳島県は18位というようなランキングとなっております。

資料の説明としましては、以上でございます。

○稻倉部会長

はい、ありがとうございます。

資料について、何かご質問などはありますでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○稻倉部会長

では、資料説明については以上です。

本日、できれば改正金額の合意を目指して審議を進めていきたいと思っています。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、前回10月3日における労使双方のご発言について確認をさせていただきます。

労側のご意見としては、現在の1,038円に117円を引き上げて、1,155円とするとのご意見でした。

一方使側のご意見としては、現在の1,038円に50円を引き上げて、1,088円とするとのご意見で終わっていました。前回から変更などはございませんでしょうか。

まずは、労側からお聞きしてもよろしいですか。

○■委員（労側）

本日は、お時間をいただき、ありがとうございます。

本日欠席している委員からメッセージを預かっていますので、代読をさせていただきます。

電気産業に従事する労働者を代表し、2025年度の特定最低賃金について、以下のとおり説明をさせていただきます。

前回同様、専門部会で改善額を117円、時給額1,155円で金額の改正をお願いさせていただきたいと存じます。

この金額の根拠を改めて3点に集約し、意見を述べさせていただきます。

1点目、地域別最低賃金との優位性、2026年1月より徳島県の地域別最低賃金は1,046円に引き上げられます。現行の特定最賃では、逆転が生じ、制度の趣旨である産業特性に応じた上位水準の設定が損なわれるおそれがあります。そのため、優位性を維持するためにも、一定の上乗せが必要です。

2点目、産業の実態と貢献度、電気産業は徳島県の製造業において、従業員数、出荷額、付加価値額のいずれも3割前後を占める基幹産業です。にもかかわらず、最低賃金水準は一般機械製造業1,070円より32円低く、産業の実態と乖離があります。また、政府や業界団体も労務費の適切な転嫁を推進しており、賃上げの環境整備が進んでいると言えま

す。

3点目、企業内最賃の実績と妥当な引上げ率、電気連合では、2025年秋季交渉において、18歳見合いの企業内最低賃金を月額20万円以上に引き上げました。これは、時給換算で約1,293円に相当します。この水準と徳島県の実績を踏まえ、今年の引上げ率7.55%を適用した結果の金額を設定させていただいております。

以上のとおり、今回の要求額は、産業の実態、地域最賃との整合、企業内実績の3点を踏まえた極めて妥当な水準であると考えております。今後の産業の健全な発展と人材確保のため、労使で真摯に議論を重ね、全会一致での合意形成を目指したく、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。ということです。

○稻倉部会長

はい、ありがとうございます。

代読していただいたことについての補足や追加事項は何かございますか。

○■委員（労側）

事務局側から提出いただいている先ほどの資料で、徳島県は18位であり、高いようにも感じられますが、今年の地域別最賃の引上げ後の順位といいますと、実は30位に位置しておりまして、他の県の地域別最低賃金と比較しても、決して高いと言える水準ではないと思います。これは、少しでも引き上げておかないと、また来年、再来年と引上げ額というのが高くなると思っておりませんので、その点も踏まえて、ぜひ今後も地賃に飲み込まれることのないように、金額の改善させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○稻倉部会長

では、次、使側からよろしくお願ひいたします。

○■委員（使側）

まだ使側のほうで全体での意見のすり合わせが出来上がっておりませんので、この後、またお時間をいただければと思いますが、現在のところでは、前回、お示しさせていただいたプラス50円というところから外れるものではございません。

労側のほうのご意見、ご主張ですね、3点に絞っていただいたというところがあるんですけど、主張されてる内容について、もっともだと言えるところも当然あろうかと思います。地賃のほうが幾ら上がるかが分からぬといえ、平均すれば昨年並み以上の上昇率、上昇金額というのが全国的に実現していくという流れではありますが、昨年の上昇金額というところも、昨年の徳島県の水準からいえば、精いっぱいのこちらとしても提示をしたというつもりでおりますので、労側の順位が下がったとのご主張については、結果論なのかなというふうに私としては考えております。

また、使側のほうで調整する時間をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

使側の皆様、ほかに何か補足などありますか。

○ [] 委員（使側）
大丈夫です。

○ 稲倉部会長
はい、ありがとうございます。

では、この後の審議の進め方ですが、前回は公労の二者協議から入りましたが、今回、どういたしましょうか。今、[] 委員から使側だけで話し合いの時間が必要だとのご意見がありましたが、いかがいたしますか。

○ 事務局（賃金室長）

ご審議いただく部屋としては、この部屋以外に2部屋ご用意させていただいているので、どのような形でも可能です。例えば、使のみ、労のみでご協議いただくということであれば、部屋のほうをご用意させていただきます。

○ [] 委員（使側）
労側の皆さんに事前にお伺いしたいんですけど、今日で結審するという思いはありますか。

○ [] 委員（労側）
はい、最低ラインは設けています。

○ [] 委員（使側）
分かりました。では、結構突っ込んだことまでお話しさせていただきたいと思います。

○ 稲倉部会長

では、やはり労側、使側の各側で個別にしっかり話し合っていただいて、そこから労使二者で話し合っていただくというのはいかがでしょうか。

各側の話し合いの時間の目安は。

○ [] 委員（使側）
ちょっといいですか。すみません、前回から10日ほどたってるんですけど、この間に他県で電気機械の関係で結審した都道府県や金額等はございますか。

○ 事務局（賃金室長）

異議申出期間中のものもあるため、確定したものではないことを前置きした上で現状として把握できているものとしてお伝えさせていただきます。

北海道が1,049円から1,116円のプラス67円となっています。次に宮城県が1,012円から1,077円のプラス65円となっています。続きまして埼玉県が1,105円から1,168円のプラス63円となっております。続きまして、大阪が1,127円から1,197円のプラス70円となります。続きまして兵庫県が1,053円から1,117円のプラス64円となっています。あと福岡県が1,071円から1,137円のプラス66円となっています。

現状として把握できているのは、以上です。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

今の点について、何かご質問などありますか。

[委員から「なし」の声]

○稻倉部会長

では、まずは労側の方、使側の方、それぞれで意見の取りまとめをお願いします。

[労、使で一者協議に入る]

○稻倉部会長

審議を再開します。これから審議の進め方ですが、4パターンあるので、皆さんにどのように進めるか、お尋ねしたいと思います。公労、公使、労使、あるいは三者ですが、いかがいたしましょうか。

○■委員（労側）

三者で良いのではないかと思います。

○稻倉部会長

はい。使側はいかがでしょうか。

○■委員（使側）

三者で、まずはお互いに各側で取りまとめた意見を出してもらって、それから考えたらいかがですか。

○稻倉部会長

はい、では、まず三者でということで、事務局もよろしいでしょうか。

はい。では、三者で進めていきたいと思います。

それでは労使の各側で話し合っていただいたと思うんですが、協議の結果をお尋ねしてもよろしいでしょうか。

まずは使側から、よろしくお願ひします。

○■委員（使側）

それでは、お時間いただきまして、ありがとうございます。

使側で協議をいたしました。それで、協議に入る前に労側も今日決めたいというような考え方であることをお聞きしましたので、使側としても突っ込んだところまで行こうかなということで話し合ってまいりました。

それで、金額というところから先にお伝えさせていただきますと、プラス62円の1,100円というところで提示させていただきたいと思います。

前回から時間ありましたので、できる限り使側3者で県外、同業の状況というのをお聞きして、調査をしてまいりました。全ての情報が集まっているわけではないのですが、経営者サイドから聞こえてきたのは、なかなか悲痛な、なかなか厳しいという声ばかりでありました。前回もお話ししたように、半導体関係や電子関係の業種については、まだまだ

景気が乗り切っていない、当初の計画よりも低い状態で推移しているというものでした。とはいえ、同業界も少し明るい兆しが見えつつあるというご意見もありましたので、今回はその意見を少し加味させていただいて、それで前回の提示からプラス12円というところに至ったところでございます。

それで、もう一つ同業から聞こえてきたのは、価格転嫁というところがなかなか思うように進んでいないという声でした。価格転嫁の話というものが営業担当者ベースのところでは、全く改善してもらえず、県内業者のほうも取締役クラスぐらいが出ていて話をしないと、まず聞いてもいただけないというところがある。それと、その価格転嫁を申し入れるにあたって、これぐらい上げてほしいというエビデンスをしっかりと出したにもかかわらず、そのエビデンスの数字の構成であったりとか、経費をどんなふうに算出しているのかといったところまで、かなり追及されるというような状況であり、企業側としても全部が全部出すことはできないんですけど、計算した数字の根拠というのをできる限り提示、明確にして理解を求めてはいるのですが、それでもなお、作業の余裕率であったり、検査のリトライ回数であったり、商品を発生する不良率等が問題ではないのかといったところまで、かなり突っ込まれているというのが現状で、なかなか厳しいといった答えが返ってきました。そういう厳しい中でも、地賃のほうも66円ですか、大きく上がったというところもありますし、これは前々としてお伝えしているところではあるんですけど、我々も社員さんの生活というのも守ってもいきたいし、少しでも豊かにしたいという思いは当然ございますので、最低賃金に関しましては、プラス62円で何とか交渉を進めていきたいというふうに思ったところです。

以上です。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

では、労側から何かご意見ありますでしょうか。

○■委員（労側）

今、ご意見を聞かせていただいた限りでは、使用者側のほうも大変なんだなというのは率直に感じました。ただ、この金額で結審してしまうと、やはり私たち労働側として周りの意見等を聞くと去年とか、その前の年で一般機械との差をせっかく詰めていっていた中で、また差が開いてしまうということになります。また、地域の最低賃金のほうが昨年は84円、今年が66円と上がっていく中で、電気産業として62円というのは、もう少し労働側のほうに歩み寄っていただけないかというのが率直な意見であります。

うちの会社や近隣企業の労組の方との話で出てきた内容ですが、再雇用者の労働条件について最低賃金プラス何百円というものを採用している会社があります。そういうところの方達に引き続き再雇用として同じ会社に残る気はあるのかというふうに率直な意見を聞いたところ、その金額だったら、よそでバイトしたほうがまだ、といった意見もよく耳にします。同じような仕事をしているという中で、やはり電気関係等の難しい業務をそのまま引き継いで、その金額でやれるかなという意見もあります。

そういう中で、やはりこの62円ですと、私個人と■さんから、この金額ではちょっとという水準があるんですけど、それを加味しますと、その金額では難しいと思います。

以上です。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

ほかにご意見がある方、ぜひよろしくお願ひします。

○■委員（使側）

すみません、■です。よろしくお願ひいたします。

三者協議をする前に、ちょっとお時間をいただきて使側で話し合った際には、自分たちは実はプラス60円、前回からプラス10円の60円で提示しようとしておりました。プラスここで2円上がったのはどういうことかというと、まず、最初に労側の説明をいただいた時の賃上げへの強い意志とその理由ですね、その熱意と、あとは他県の動向を見て、これが60円というのではなくて、62円にしようかという、そういう経緯があります。

先ほど■さんからも説明いただいたんですけど、非常に厳しい状況ではある中で、そしたら三者協議してすぐに2円上げるということの理由ですが、前回もお話をさせてもらったんですけど、毎年、私と社長が一緒に求人活動の面談を行っている高校の求人担当の先生との話です。その高校の就職の希望者が100人で、求人企業の依頼が2,000件来ているということです。ああ、だから、私たちのところに一人も来ないんだなということを思いました。あと、競争する材料とすれば、当然給料、賃金なんですけど、初任給が一番高いところでどれぐらいあるのですかと聞いたところ、30万ぐらいあるとのことで、正直、もう全く相手にならないというところです。けれども、若い方を徳島の企業にいか、徳島に残ってもらうことを考えないと、企業も人がいなくなつて、そこの折り合いをつけないといけないというところで、プラス2円というところで62円という結論に至った次第です。

以上です。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

ほかの方、何かご意見はございますか。

○■委員（使側）

労側として、いくらであつたらという金額を一度提示してもらえたると思います。一応合意してもええよという金額があるのであれば、教えてもらいたいなと思います。

○■委員（労側）

希望を言いますと、地賃プラス数円ですね。というのが、青森が今回77円上がっているんですね。もともと低かったというのもあるんですけど、引上げの率でいうと、7.9%になっています。同じく島根県も70円台、71円ですね。こちらも、もともと1,000円を超えていませんでしたが、引上げの率でいうと、こちらも7.1%とかってなっています。

その他、労側の主張としては、今年の春闘の引上げですね、18歳というか高校卒業初任給の企業内最低賃金の引上げ率というのが、およそ大体7から8.8%となっています。その辺を狙って採用が多くあるのかなと考えられ、そうすると60円前半の62円といったら、先ほど事務局が伝えられた他県の引上げ金額の中でも一番低い金額になります。それらのことを考えると、労働側の意見としては、やはり地賃の引上げ額プラス数円というのは、譲れないところであると考えていますのでよろしくお願ひします。

○稻倉部会長

　はい、ありがとうございます。

　両者からの詳細な報告、ありがとうございました。根拠についても詳しくありがとうございます。

　では、この後の審議ですが、今、三者で、情報共有させていただきましたので、公労、公使、あるいは労使の二者での協議について、いかがいたしましょうか。

○[]委員（使側）

　労使の二者協議で。

○稻倉部会長

　労側も労使二者協議でよろしいですか。

○[]委員（労側）

　はい。

○稻倉部会長

　では、この後、労使二者協議でよろしくお願ひします。

〔労使で二者協議に入り、その後引き続き、労、使で一者協議に入る〕

○稻倉部会長

　それでは、審議を再開いたします。

　二者協議の後、それぞれに話し合っていただいたと思うんですが、どういった結論になったか、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

　では、使側からお願ひします。

○[]委員（使側）

　労使二者協議後、使側のほうで協議いたしまして、62円というところで一旦は提示をさせていただいていたのですが、そこからプラス4円でプラス66円の1,104円ですかね、これで本日はこちらの最終意見ということさせさせていただきたいと思います。

　以上です。

○稻倉部会長

　はい、ありがとうございます。

　確認ですけど、プラス66円ですね。

○[]委員（使側）

　はい。

○稻倉部会長

　はい、ありがとうございます。では、労側からよろしくお願ひします。

○ [] 委員（労側）

矢藤も含めて労側の3人で話しました。そこで上がった金額というのは、ちょっとこちらの空気感というか、うまく伝え切れてなかったということもあるんですけど、69円で、その金額で提示したいと思います。私たちのほうも、やはり根拠を示した上で69円ということで提示をさせていただきます。

ただ、かなり寄せていただいているなと思います。今、非常に、ちょっと想定してなかったぐらいにというのが正直なところです。

○ [] 委員（使側）

せっかく使側の代表として来ていますので、今日、我々ももうちょっとのところで決断できるとところについては、そこが最終というところを出し切りました。

○ [] 委員（労側）

今回、その66円までという、根拠みたいなところがもしあれば教えていただきたいのですが。

○ [] 委員（労側）

矢藤からも、そこを聞いてほしいということを言わされました。最初に提示された62円の根拠について、もう少し具体的な意見は聞かせてもらえないかというところで、ちょっと伝え切れなかったというのもあるんですけど。

○ [] 委員（使側）

分かりました。62円から66円の4円の差というところなんんですけど、一つはそれを、月給というところに換算したときの上昇幅というのが、想定値ではあるんですけど、稼働日21日で8時間労働、計算というところで見て、上昇幅というのが672円になります。その金額でしたので、企業努力で何とかできる範囲かなというふうに我々では判断したのが大きかったのと、それと、もちろん労側のほうからおっしゃられているように、地賃との差異というところであったりとか、また、県内同士で争うのもあれだなと思うんですけど、一般機械との差というところも縮めていきたい。我々も電気産業というものは、価値あるものだと認識していて、そこはおそらく使側、労側も同じ思いでやっていると思いますので、プライドと言ったら何ですけど、電気をなりわいとしている使側としても、この水準は確保、守るべきではないかなということで使側3人の意見が一致したというところで、プラス4円の66円を提示させていただきました。

○ [] 委員（労側）

この部屋を出る前に [] と電話で話している中で、67円までであれば歩み寄れるという金額だったんです。その金額であれば、誰も文句の出ない金額んですけど、使側から66円と提示してもらって、正直、困ったなというところです。審議日程を延ばすより本日結審を優先することだと思うのですが、すみません、何とかならないでしょうか。

○ 稲倉部会長

さらに労側の方から67円までは歩み寄れるということだったんですが、一方で、使側がおっしゃったように、今日、言える最大限という金額の提示をいただいたので、いかがいたしましょうか。

○ [] 委員（使側）
また [] さん、戻られた後で。

○ 稲倉部会長

結論を急ぐわけでは全くありませんので、使側の方で、どうしましょう、少し話し合っていただいて、何か変わる余地とかがありますでしょうか。あるいは、持ち帰っていただくほうがいいのか。

○ [] 委員（使側）

今日、どの水準でというところを先ほど2回目、使側と話してあるところも、もうちょっと間を刻むんじゃないんですけど、一気にここまで今日は今日もやつてはいた中で、今日判断できる上限は66円かなというところでしたので、労側のお考えというのを先ほどいただきましたので、その辺、すごく僅差で申し訳ないんですけど、一旦持ち帰らせていただきます。次回の22日には満場一致で結審できる感じでは、我々も臨みたいと思いますので、今日のところは、持ち帰りをさせてください。

○ 稲倉部会長

ありがとうございます。

本当に労側も使側もぎりぎりのところまで歩み寄っていただいたと思います。ありがとうございます。事務局から何か補足はありますでしょうか。

○ 事務局（賃金室長）

事務局から次回の開催日につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

次回につきましては、予備日であります10月22日、水曜日の13時30分から開催を予定しています。場所としましては、徳島労働局の6階会議室、この部屋で開催ということになります。予備日はあと10月23日木曜日の15時30分からについても設けてございます。次回、全会一致で結審した場合につきましては、専門部会の決議を審議会の決議とすることで第2回の本審で決まっておりますので、その場で徳島労働局長への答申手続を行うということとなります。

全ての予備日、22日、23日を用いましても審議で全会一致とならなかつた場合につきましては、部会報告を取りまとめの上、本審を開いて採決を行うこととなります。ただ、本審の開催日につきましては、設定しておりませんので、日程を調整して本審を開催することとなります。

私からお伝えすることは以上でございます。

○ 稲倉部会長

ありがとうございます。

では、委員の皆様、次回の審議は、今、事務局より説明いただいたように、来週の10月22日、水曜日の13時30分からよろしくお願ひいたします。

次回は、労側がプラス67円から、使側がプラス66円からスタートさせていただきます。

それでは、次回の審議は今、申し上げたとおり、来週ということで、労使各側委員の皆様のご意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

本日はこれで閉会といたします。皆様、ありがとうございました。